

地方行政委員會議録第二十六号

昭和二十七年四月十五日(火曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 大泉 寛三君 理事 河原伊三郎君

理事 床次 徳二君

押谷 富三君

中山 マサ君

三浦寅之助君

藤田 義光君

八百板 正君

出席 岡野 清蔵君

出席 國務大臣

出席 府政務委員

國家地方警察本部

警視長(警備部長)

總理府事務官

地方自治庁

總理府事務官

(地方自治庁)

公務員課長

委員外の出席者

専門員

長橋 茂男君

四月十一日

委員橋直治君辭任につき、その補欠

として小西寅松君が議長の指名で委

員に選任された。

四月九日

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基く行政協定の

実施に伴う地方税法の臨時特例に關

する法律案(内閣提出第一五七号)

同月四日

地方財政平衡交付金増額並びに起債

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十六号

昭和二十七年四月十五日

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十六号

昭和二十七年四月十五日

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十六号

額拡大に關する請願(橋本登美三郎

君外一名紹介)(第二〇〇四号)

純舞踊の入場税減免に關する請願

(花村四郎君紹介)(第二〇〇五号)

農業委員会書記の恩給及に關する

請願(深澤義守君紹介)(第二〇二五

号)

大阪の特別市制実施に關する請願外

一件(有田二郎君外一名紹介)(第二

〇三三三号)

同月十日

大阪の特別市制実施に關する請願外

一件(押谷富三君紹介)(第二〇五九

号)

同外一件(有田二郎君外一名紹介)

(第二〇七四号)

運送業に對する事業税の外形標準課

税の廃止に關する請願(大澤嘉平治

君紹介)(第二〇六〇号)

公職選挙法の一部改正に關する請願

(清藤唯七君紹介)(第二〇七五号)

純舞踊の入場税減免に關する請願

(佐々木更三君紹介)(第二〇九七

号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

地方公務員恩給制度の確立に關する

陳情書(全国市長会会長金刺不二太

郎)(第一一七八号)

地方制度調査会の構成員に地方議會

代表者参画に關する陳情書(静岡県

議會議長本杉亮平)(第一一七九号)

起債事務の二元化反對に關する陳情

書(静岡県島田市市長鈴木繁蔵)(第

一八〇号)

昭和二十六年府県財源不足對策に

關する陳情書(福岡県知事杉本勝次)

(第一二八一号)

起債及び平衡交付金の早期決定並び

に公共事業の継続復活に關する陳情

書(福岡県知事杉本勝次)(第一一八

二二二号)

地方税法改正に伴う財源措置に關す

る陳情書(福岡県知事杉本勝次)(第

一八三三号)

鐵道税の府県移譲に關する陳情書

(福岡県知事杉本勝次)(第一一八四

号)

大阪市の特別市制実施促進に關する

陳情書外一件(大阪特別市制実施對

策東住吉区支部長南利三外三十九

名)(第一一八五号)

特別市制反對に關する陳情書(大阪

市特別市反對市民同盟津浦三郎外

十六名)(第一一八六号)

宿泊料に對する遊興飲食税減免に關

する陳情書(栃木県塩谷郡栗山村銀

光協會會長山口梅吉)(第一一八七

号)

同(山梨県北巨摩郡韮崎町北巨摩銀

光協會會長長渡川彦六)(第一一八八

号)

同月十二日

町村議會に事務局設置に關する陳情

書(大分県町村議會議長會長仙波裕

盛)(第一二四〇号)

宿泊料に對する遊興飲食税減免に關

する陳情書(茨城県日光協會會長乾沢

高一郎)(第一二四二二号)

同外一件(埼玉県日光連盟會長大沢

雄一外二名)(第一二四二二号)

同(埼玉県秩父郡西部觀光協會會長淺

見義佐)(第一二四三三三三三三三三

同(山梨県西八代郡山梨村四尾連湖

觀光協會會長小林弘嗣)(第一二四四

同(社団法人全日本觀光連盟近畿山

陰支部長富森吉次郎)(第一二四五

同外一件(兵庫縣指定外客觀光旅館

協會理事長上田進三郎外一名)(第一

二四六号)

同外一件(三重縣觀光連盟會長青木

理外一名)(第一二四七号)

同外一件(岡山市長横山晏太外一名)

(第一二四八号)

同外四件(広島市觀光協會會長藤田

定市外四名)(第一二四九号)

同外一件(鳥取縣觀光連盟會長沢住

展蔵外一名)(第一二五〇号)

北海道林務部存置に關する陳情書

(北海道川上郡名寄地区林産協同組

合長理事松浦周太郎外十三名)(第一

二六一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會要求に關する件

道路交通取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一二三三三三三三

地方公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二四二二二二二二

町村職員恩給組合法案(内閣提出第

九三三三三三三三三三三三三三三三

〇金光委員長 これより會議を開きま

す。

お諮りいたしますが、目下大蔵委員

會において審議中の地方公共団体職員

の給與改善のための地方公共団体に對

する国の貸付金に係る債務の免除等に

關する法律案につきましても、本委員

會においても關心を有するところであ

りますから、本案について大蔵委員會

と連合審査會を開きたいと思ひますの

で、その旨大蔵委員會に申し入れたい

と思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

〇金光委員長 御異議なしと認め、さ

よう決します。

なお開會の日時等につきましては、

委員長に御一任をお願いいたします。

〇金光委員長 次は道路交通取締法の

一部を改正する法律案を議題といたし

ます。本案につきましては、すでに提

案理由の説明を聴取いたしております

が、この際さらに逐條的に説明を聴取

いたしたいと思ひます。柏村政府委

員。

〇柏村政府委員 道路交通取締法の一

部を改正する法律案につきましても、逐

條的に御説明を申し上げたいと存じま

す。

第二條第五項の改正は、従来軌道車

以外で原動機を用いて運転いたします

る車は、すべて自動車として取扱つて

参つたのでございりますが、今回命令で

定めるような總排氣量または定格出力

の低いものは、原動機付自転車といった

しまして、自動車の範圍から分離する

ことにしたいと存じまして、この旨を

明らかにいたしたわけでありませう。

第二條第五項の次に一項を加えまする理由は、原動機付自転車と自動車の範囲から分離いたしますために、新たに原動機付自転車の定義を設けた次第でございます。

第二條第六項の改正は、今回の改正によりまして新たに無軌條電車の運転用法に關する規定を設けましたので、軌道車中特に無軌條電車の定義を明確にいたしました次第でございます。

第五條第一項中の改正は、従来警察官もしくは警察吏の手信号は指示の方法と解釈していたのでありますが、道路交通法取締法また道路交通取締令中には、手信号については明確に規定せられておりまして、かつ具体的に一定の作為、無作為を示す指示とは趣を異にいたしますので、指示のうちからこれを分離して規定を明確にいたしましたわけでございます。

第九條の二を新設いたしました理由は、第一項ないし第三項につきましては、原動機付自転車と自動車の範囲から分離いたしましたので、従来の試験による免許制から、申請により免許許可制としたために、その資格及び許可の方法を明確にいたそうとする趣旨でございます。第四項は、原動機付自転車の運転許可証の定期または臨時の検査、不具慶疾者となりました場合、その他きわめて特別の事由が生じた場合の許可取消し、または停止の條件、運転許可の取消しまたは停止の効力重複許可の禁止並びに必要事項の命令委任の規定は、自動車の運転免許に關する規定を準用するものとしたわけでございます。

第十條第一項中の改正は、原動機付自転車と自動車の範囲から分離いたし

ましたが、原動機付自転車につきましても最高速度の制限を設ける必要があるために、この規定を改めたわけでありました。第十條の二を新設いたしました理由は、軌道車の最高速度が軌道法に基きます軌道運輸信号保安規程と、無軌條電車運輸規則に定められておりませんが、この制度は一般的な制限でありますので、公安委員会が道路における危険防止及びその他の交通安全のため、必要があるときは道路区域または時間を限りまして、この一般的规定を設けた次第でございます。

第十一條並びに第十三條中の改正は、特に御説明申し上げるほどのことはありませんが、各種の不備を補正いたしますとともに、一部の用語に技術的な改正を加えた次第でございます。第十四條の改正は、無軌條電車の左折、右折の方法は自動車に準ずることとしたし、交差点における交通の円滑をはかりますために自動車または無軌條電車の右折方法の原則であります外小まわりを對しまして、交差点の状況によりましては、たとえば交差点が狭くて大型バス等では外まわりが非常に困難である。そうして他の交通を妨害するおそれがあるという場合、またはその交差点における右折車が著しく多い場合、その他特に必要があることを認めまして公安委員会が道路標識、もしくは区画線等で指定した場所におきましては、例外的に内小まわりをするようにするという規定でございます。

第十五條中の改正は、現在軌道車が踏切りを通過いたします場合はあまりないのでございますが、将来無軌條車が発達いたしましたして、踏切りを通過する

ような場合があり得るので、この規定を整備いたしましたわけでありました。第十六條の改正は、原動機付自転車と自動車の範囲から分離いたしましたので、その通行順位を自動車の次にする規定でございます。第十六條の第三項の規定も、原動機付自転車を自動車の範囲から分離したために改正であります。

第十七條第二項の改正は、軌道車が通過いたします交差点におきましては、交通整理を行うのが常態でございますが、特に交通が閑散であるような場合交通整理を行わないこともあり得るので、このような場合の優先交通を定める必要があるために改正を加えたわけでありました。

第十八條の第二項の改正は、将来公安委員会が交差点の状況により、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず常に一時停車すべき場所を定めることができる規定と規定せられており、かかる場所における一時停車義務に關して明確さを欠いておりましたので、技術的な改正を加えたわけでありました。

第十九條第三項の改正は、自動車または無軌條電車の右折の内小まわり規定の新設によりまして追加の分でございます。

第二十一條第一項の改正は、従来停車及び駐車の意義を定める根拠が明確にされておきませんでしたので、これを改めることとしたわけでありました。また第二項におきまして「駐車の時間」の下に「方法」というのを加えておりますが、駐車方法の原則は、第二十一條の規定に基き命令に定めておりますけれども、道路交通量等の状況に

よりまして、公安委員会が右の原則的方法と異なる方法を定めることができよういたしましたわけでありました。

第二十二條の改正は、無軌條電車を新たに追加いたし、一般車馬と同様発進、右折、左折、徐行、停止等の場合は、手または方向指示器による合図の履行義務を課したわけでありました。

第二十三條の改正は、軌道車の乗車、積載または牽引の状態が危険であります場合に、警察官吏が危険防止のために、運転を一時停止せしめて危険防止措置の指示をする権限を設けたものでありまして、従来よりの不備を補足した次第でございます。

第二十四條の改正は、交通事故を起しました軌道車の操縦者が、被害者の救護等の措置を講ずる場合、乗客等がその措置を講ずるのを妨げてはならない旨を規定いたしましたもので、これまた従来よりの不備を補足したにすぎないのでございます。

第二十六條の改正は、この第三項の規定は第一項との関係における條文でございますので、それに應じて技術的改正を加えた次第でございます。

第二十六條の三の次に四を新設いたしましたのは、自動車の運転免許及び原動機付自転車の運転許可に關する手数料を、国から都道府県に移管するよういたしましたので、従いまして従来国が負担しておりましたこれら免許及び許可に關する事務に必要な経費も、都道府県の負担とすることに改めるわけでございます。

第二十九條の改正は、第一号には原動機付自転車に關する規定を追加いたし、第二号には自動車または無軌條電車の右折の際の内小まわり違反に關する罰則を追加いたしましたわけでございます。

第三十條中の改正は、原動機付自転車に關する規定を追加いたしましたわけでございます。

以上はなほだ簡單でございますが、道路交通取締法の一部を改正する法律案の逐條について御説明を申し上げた次第であります。

○金次委員長 それではこれより本案に關する質疑に入ります。質疑を許します。

○床次委員 この道路交通取締法の改正に關しまして、一言お尋ねしたいのですが、歩行者の歩行指導の問題でございます。歩行者が右側歩行になりましたが、これが実施の経過にかんがみまして、まだ十分勵行されておらないと思ふ。これが道路交通のいろいろ災害の原因にもなつておるんじゃないかと思ふのでありますが、道路取締當局の立場から見まして、歩行者の右側通行の問題は大体順調に發展しておるかどうか。また今後これが予期した効果を上げ得る状態になるには、どれくら

いかかるかという点についてお尋ねしたいと思ひます。相当これは努力はしなくてはならないが、なか／＼勵行ができていない感があるように思ふのでありますが、当局はどういう方面についてこの点配慮しておられるか、その実施の見通しについてお尋ねします。

○村政府委員 昭和二十四年の十一月に、ただいまお尋ねの対面交通に歩行の關係を切りかえましたのでございすが、その当時におきましては國警、自警を初め交通關係の各機關、交通安全協會等關係当局の指導宣伝によりまして、改正法の趣旨は相當広く一般に普及せられて、非常に順調に切りかえられたようにそのころ見られたのでありますが、何分にも長い慣習によりまして左側通行をいたしておりましたために、その後における順調さにおいてなお遺憾の点があるように考へておるわけでございします。しかしながらすでに児童等を初めといたしまして、一般に規律的な訓練を行ひ得るところにおきましては、この慣習も次第に深まつて参つておるようには思ひますし、また科学的な見地からいたしましても、対面交通が事故防止のために非常に大事な行き方であるという点は、その当時においてもすでに申し上げておつたところでありまして、この点はさらに一そう指導と訓練を施し、また自覺的な自覺を待ちまして、成果を上げて参りたいと思ふわけでございします。本年の交通安全週間におきまして、特にこの対面交通と踏切における事故防止を重点に上げて、大方の注意を喚起したいと考へておるわけでありまして、もちろん急速にこれが整然たる姿において行われるということ

は、よほど努力が在ると思ひますけれども、すでに充足いたしまして二年有半に相なりまして、次第にこの習慣も馴致せられておるようには考へますので、むしろ今逆行するといふ行き方になしに、この制度をそのまま持続し、まして、お互ひの努力によりまして、十分にこの制度を効果あらしめたいといふやうに考へておる次第であります。

○金光委員長 ほかに御質疑はありますか——それでは本案に対する質疑は次会に続けることにいたします。

○金光委員長 次に地方公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましても、すでに提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、この際さらに逐條的に説明を聴取いたしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、逐條的に御説明申し上げます。

一番最初の第三條第三項第三号の改正でございますが、これは現在第三條第三項におきまして地方公務員法による特別職、一般職の区分をいたしておるんですが、その特別職にはどういふものが特別職になるかということの規定をいたしておるのであります。公務員法の考へ方といたしましては、特別職につきましては、一つは選挙、議決または議会の同意によることを必要とする職といふやうなものを初めといたしまして政治的な職、第二番目は臨時または非常勤の職、第三番目は失業対策事業及び公共事業の労働者といふやうな、三つの種類にわかれておるのでございしますが、そのうちの第二番目の臨時

時または非常勤の職につきましては、全部が特別職にされておるものではございせん、一つは委員会の委員、第二番目は臨時または非常勤の顧問、参事及びこれらに準ずる者の職、第三番目は非常勤の消防団員及び水防団員の職、こういうことになつております。

この改正法で改正いたしましたところは、たゞいま申し上げました第二番目の臨時または非常勤の顧問、参事及びこれらに準ずる者の職に準ずる者の職といふうちに、参事の下に調査員、嘱託員を加えようとするものでございします。これは現在公務員法が施行になりましてから、この顧問、参事及びこれらに準ずる者に入るかどうかといふことが問題になりましたものが、かなりあるのでございします。例をあげますと、学校の講師でありますとか、学校の校医でありますとか、あるいは統計調査員でありますとか、あるいはいろいろな種類のものが、はたしてこの顧問、参事に準ずる者になるかどうかといふことが、これまで問題になつたのでございします。これらのものはその職の性質から考へてみますと、公務員法の規定を全面的に適用する一般職には適當でない職と思われまして、で、現行法の解釈といたしましては、なるべくこれらの者に準ずるといふことを、広く読むようにいたしまして、解釈で補ふところは補うようにいたすことのでいたして参つたのであります。が、嚴格に読みますと、疑義がございします。この際調査員、嘱託員といふものをさらに加へまして、調査員、嘱託員及びこれらに準ずるものあれば、特別職になし得るのだということ、明文をもつて規定をいたした

のでございします。従ひまして先ほど例にあげましたやうな職も、これによりまして特別職になることが、はつきりいたしましたのでございします。

次に第七條第二項及び第三項の改正、さらにまた第七條に一項を加える改正でございますが、これは人事委員会及び公平委員会の設置單位に関する改正でございます。現在人事委員会は、都道府県と五大市が人事委員会を置かなければならぬことになつております。五大市以外の市につきましても、人事委員会を置くこともできますし、また公平委員会を置くこともできることになつておるのでございします。が、行政簡素化の方針からいたしまして、あまり職員数の少ない市におきましては、わざ／＼任命権者のほかに人事委員会という専門的な機關を設けて、これに相當数の職員を置いて、相當の経費を使つて行くといふことの必要性を考へてみました結果、人口十五万以上の市に於ては、人口十五万以上の市におきましては、公平通行人事委員会と公平委員会が選出できること、この建前にいたしたものであります。人口十五万未満の市につきましては、現在の町村と同様に、これは公平委員会だけを置く建前に改めたのでございします。おおむね人口十五万前後の市におきましては、職員数が千五百人前後になるようでございますが、その程度の職員を擁する地方団体におきましては、人事委員会を設けまして、それによつて任命権者と事務行政に關する機能を分担させることの実益と、それに要する経費等をならみ合せまして、その必要性が肯定されるのではないかと考へたのでございします。

第二番目には、特別区と地方公共団体の組合でございますが、これにつきましては現行法第七條の規定におきましては、はたして人事委員会を置くものであるか、あるいは公平委員会だけしか置けないものであるか、解釈上若干の疑義があつたのでございします。これをこの際明文をもつて、公平委員会を置くべきものといふことに定めたのでございします。これは特別区も、地方公共団体の組合につきましても、いずれもその職員数がきつめて少数でありますので、人口十五万で切りました等の権衡を考へまして、公平委員会を置くことにいたしましたのでございします。

それからその次の第七條に一項を加える改正でございますが、前段は現在あります規定を條文整理によりまして持つて来たわけでありまして、後段は今回また改正をいたそうとする点でございします。前段の共同設置も後段の事務の委託も、ともに事務の簡素化の趣旨からいたしまして、地方団体が單獨に地方公平委員会を置きます方法のほか、このやうな方法による道を開いておるのでございします。この地方公務員法の施行後の状況を見て参りますと、小さな町村等におきまして、公平委員会を單獨で持ちますことが、委員に適任者を得たいといふやうなことに適するにまた事件の件数がきつめてまれであるのかかわらず、一つの機關を常置して置かなければならぬといふやうなことの事情もありません。で、事務の簡素化、能率化をはかるといふ趣旨からいたしまして、そのやうな場合には、都道府県の人事委員会に公平委員会の事務を委託して処理することができるといふ道を開いて参らう

ということでございます。

第九條の改正でございますが、これは人事委員会及び公平委員会の委員の兼職禁止の緩和に関する規定でございます。現行法におきましては、人事委員会及び公平委員会の委員は、その職務の公正を期する意味からいたしまして、あらゆる種類の職との兼職を禁止をいたしておるのでございます。しかしながら適任者を得るという点から考へまして、また人事委員会の委員の職務の公正なる執行という点とにらみ合せて考へて行きますと、現行法のような兼職禁止は、やや厳に過ぎるのではないかと考へられるのであります。そこでこの改正案におきましては、議会の議員になりますことは、現行法通りの地方団体においても一切なれない、しかし議員以外の地方公務員につきましては、当該地方団体の公務員にはなれないけれども、それ以外の地方団体の公務員にはなつてもさしつかえない、こういう改正をいたしたのであります。

第九條第十項、十一項、十二項とございますが、これは條文の整理でございます。第九條の第十二項の改正でございますが、これは人事委員会の委員の職務につきまして、現行法におきましては、常勤の委員につきましては、非常勤の委員につきましては、地方公務員法の一般職の職務の規定が、そのまま準用されておるのでございます。しかしながらこの地方公務員法の規定は、常勤の一般職を対象とした規定でございますので、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員につきましては、実情にそぐわない点もございまして、職務専念義務の規定及び

び営利企業等の従事制限の規定は、非常勤の委員につきましては、準用をいたさないことにいたしましたのでございます。

次に第十二條の改正でございますが、第十二條の第二項の委員長を委員に改めるという改正は、現在人事委員会の事務局長につきましては、委員長は兼務ができることになっておりますが、委員長以外の委員は、兼務ができないことになっておるのであります。しかしながら、これも事務簡素化、並びに適任者を事務局長に得るという点から考へてみまして、委員長以外の委員につきましても、事務局長との兼職を認めることにいたさうという趣旨の改正でございます。

次に第四項の改正でございますが、これはやはり事務の簡素化の趣旨からいたしまして、先ほど申し上げましたように、人口十五万以上の五大市以外の市におきましては、改正後も人事委員会を置く建前にはいたしておるのでございますが、その場合には、その事務部局をいたしまして、事務局長というものを置かないで、ただ事務職員だけを置くことができるようにいたさうという改正でございます。現在人事委員会につきましても、すべて事務局長を必ず置かなければならない、公平委員会につきましても、事務職員を置く、こういう建前になっておりますが、この改正によりまして、人口十五万以上の市で五大市以外の市には、人事委員会を置きます場合には、事務局長というものを置かないで、ただ必要少数数の事務職員だけを置くこともできるようになるわけでございます。

が、これは公務災害補償につきまして、現在第四十五條で原則的な規定を設けているのでございますが、その補償の実施について異議がある者が、どういう方法によつて、その救済を求めることができるかということにつきまして、條文が不備でございますので、この際その不備を補つて参らうというための改正でございます。

次に附則第一項の改正でございますが、附則第一項は、公務員法の施行期日を規定いたしました規定でございます。現在の地方公務員法の規定の施行につきましては、各規定によりまして施行期日を幾つかにわけておるのでございます。現在まで大部分の規定がすでに施行になつたのでございますが、なお任用及び職階制に関する規定は施行になつていないのであります。これは、現行法によりまして、都道府県と五大市につきましては、本年六月十三日から施行になる。そのほかの地方団体につきましては、十二月十三日から施行になることになっておるのでございます。しかしながら任用及び職階制の規定につきましては、地方公務員法の定めによりまして、国の職階制に照応するように、国の制度との均衡を考へて制度を立てて行かなければならないという趣旨の規定があるのでございます。それで国家公務員につきましても、職階制及び職階制を基礎とする任用の制度が、国家公務員法が施行になりまして、その当時、相当早い機会に施行になりました。それと均衡を考へて、地方公務員につきましても制度を立てまして、本年六月十三日あるいは十二月十三日から施行になるようにという趣旨であつたのでございますが、国家公務員に

つきましての実施の状況が非常に遅れておりますので、さらに六箇月間施行を延期いたしまして、国の方の実施状況をとりあひ合せて、こちらの方の制度の施行をして参らうにいたしたいという趣旨の改正でございます。

次に第二項は、この法律案が施行になりますと、第七條の改正によりまして、これまで人事委員会を置いておりました地方公共団体で、人事委員会を置くことができないものがあるものでございます。これは人口十五万未満の市で、現在人事委員会を置いておりますのが、延岡市でございます。それと特別区の人事委員会が一つございます。この二つの人事委員会は、この法律の施行によりまして、置くことができないものになるのでございますが、公平委員会へ移るという準備の必要もございまして、この法律施行の日から六箇月以内に限つて、なお存続することができるといふことにいたした経過規定でございます。

第三項及び第四項は、先ほど申し上げましたように、任用及び職階制に関する規定が、さらに六箇月間施行を延期することにしたのでございます。が、しかしながら、それらの規定の中でも、切離して一部分だけでも、地方公務員法の線に沿つた実施のことも、なるべく早く公務員法の精神に沿つたような実施をして参りたいという考へからいたしまして、任用のうち職員採用試験につきましては、人事委員会が地方公務員法の第十五條の規定の精神にのつとつて、一歩早く実施ができるようにいたさうという趣旨の改正でございます。

以上簡單でございますが、逐條的な御説明を申し上げました。

○金光委員長 次に本案に対する質疑に入ります。質疑を許します。

○立花委員 改正の根本的な点をお尋ねしておきたいのですが、今回の改正は、行政簡素化の線に従つて行われるというところが、この改正の原則であるといわれておるのですが、それに間違いないのかどうか、大臣から承りたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。御説の通り、行政簡素化を主にいたしまして、今回の改正をいたしたのであります。

○立花委員 その内容から参りますと、人事委員会あるいは公平委員会等の地方公務員の利益を擁護するための機関、この規模におけるあるいは内容における権限の縮小が行われているわけなんです、内容の主たる部分はそうでない形で、行政簡素化という名目のもとに地方公務員の利益を擁護する機関の縮小が行われておるというふうに見えるのですが、そういう意図をお持ちになつておられましたか、どうですか。

○岡野國務大臣 簡素化の線に従ひまして、規模は縮小いたしましたけれども、権限は十分確保いたしております。精神は同じであります。

○立花委員 私は現在の状態におきましてはこの公平委員会あるいは人事委員会等の機能なり規模は、むしろ拡張されなければいけないのじやないかと思ふ。たとえばこの間の委員会では扱ひました石巻市の公平委員会の裁定無視の問題、これらは現在法的には公平委員会、人事委員会の設置がきめられ

ておりますが、実際にはそれらの機能を十分果してない、それが地方の理事者によつて無視されておるという形が、はつきり石巻市の問題で明らかになつておると思ふのです。石巻市の公平委員会が、市長の職を不当だと裁定いたしました、市長もそれを納得いたしました、その裁定に服しまして、後、わずか五時間を経まして、新しい懲戒免職をやつておるというふうに、現行の規定そのものがただ法文の上で生きておるだけでありまして、実際には無視されておる。むしろこれをものと実質的な、実際に効果あらしめるものにしなればいけないと思ふのです。この改正案によりまして、そうではなにかつて縮小が行われておる。こうなつて参りますと、地方公務員の利益を擁護する保障がなくなつて参るわけでありまして、これでは私地方の公務員の職務上の不安は絶えないと思ふ。そういう点でこの改正案をお出しになる場合に、そういう具体的な人事委員会なり、あるいは公平委員会の現実の問題をお考えになり、あるいは地方公務員のそういう不当な処置に対する現実の案をお認めになつて、こういうものをお出しになつたかどうか、それをひとつ承りたい。

○鈴木(後)政府委員 地方公務員法の一部改正の根本の趣旨をいたしますところは、先般岡野大臣から御説明を申し上げましたような趣旨に基くものであります。またただいま御答弁のありましたように、行政の簡素化ということに出るものであります。ただそれに若干関連をいたしまして、過去一年ばかりの施行の状況から考えまして、実情に合うように二、三の点の調整をしたということでありまして。人事委員会あるいは公平委員会の権限につきましては、今回の改正において、たとえば公務員の公務災害補償の問題でございますが、これにつきましては原則として労働基準法が適用に相なつておるわけでございますが、この労働基準法によりまして公務災害補償の災害の認定とか、療養の方法、補償金額の決定とかいつたような、補償についての異議があります場合には、これを救済する手段の規定をいたしていなかつたのであります。そういうような場合に、つきましての審査請求権というものを公務員に與へまして、そしてこれを都道府県の人事委員会に対して審査請求をするというふうにして、これを救済する手段を確保する。これらの点は現在の委員会に対する権限を、さらに拡充して行つたわけでありまして、その他現在の人事委員会あるいは公平委員会の権限を削減したという点も、趣旨は先ほど申し上げましたように、もつぱら簡素化の趣旨に出るものであります。

○立花委員 簡素化の点だけからこの問題を扱われるのは、私は非常に不満なんです。現在政府の施策を見ますと、やはり公務員の行動に対して制限を加えて行く、あるいは公務員に対して特定の責任を負わしめて行く、公務の執行にあつたつての特別の制限を加えて行くということが、私一般的傾向が、いやないかと思ふ。それはこの間公務員の特例法が政府から出されまして、その審議にあたりまして、私もその主張をして来たのですが、より一層従来の公務員とは違つて、いろいろな制約を公務員に対して加えて行く、たとえば今回の、いま国会で立案しております公職選挙法などの場合には、地方公務員あるいは国家公務員全般にわたつて、選挙活動を全面的に禁止するということも出ております。公務員の活動に対する非常に大きな制限、あるいは従来とは質的に違つた公務員というものを、やはり昔の天皇制のもとにおきます公務員の形に制約して行くという形が、はつきり私出て来つたと思ふ。片一方では公務員の行動にわづかをはめて行く。ところが片一方では公務員の利益を擁護する機関は、こういうふうな制限をして来るというのでは、まづたこれは逆ではないか。政府が必要に応じて制限するならば、救済機関、公平委員会あるいは人事委員会のようなものも、当然もつと拡充整備されなければならぬ。ところがわづかをはめて行く、しかもこういうものは制限して行くというのでは、まづた政府のやり方としては矛盾はなはだしいと思ふのです。あるいはこれは政府として一貫した政策なのである、わづかはめて行くのだから、救済あるいは公平の方も減らして行くのがあたり前だといふような考え方もあるかもしれませんが、それでは公務員としての公務員は決して納得できない。地方公務員法は一番の欠陥は、やはり公務員の政治活動を制限し、あるいは争議権あるいは団体交渉権を削減しておるところだと思ふのですが、そういうものはそのままに存続しながら、片一方の救済機関、それについて当然規定されなければならぬ人事委員会、あるいは公平委員会の権限を、こういう形で縮小

して行く、これは單に行政の簡素化といふことでは、私は合理化できないと思ふ。片一方の制限の方をはずして行くのであれば、こういうことが行われたいいかもしませんが、そういう制限は存続し、今言つたように他の制限を強化しながら、こういう機関を縮小して行くといふことは、はなはだ不可解なんです。この点でも少し私納得の行くような説明を大臣から承りたいと思ふ。しかも実質的に見ますと、たとえば二十七年の予算等におきましては、地方公務員の賃金は、国家公務員より割高であるという理由によりまして、非常に実質的な切下げをこうむつておるというふうな実態でございます。地方公務員の団体交渉権あるいは争議権を削減しておきながら、一方的に政府が地方公務員の賃金、給與を引下げて行く。そういう状態のもとに置いておきまして、この人事委員会あるいは公平委員会の権限を縮小し、こういう形で利益を擁護する機関を縮小しますことは、はなはだ不當な欠くと思ふのですが、そういう点を政府は何ら考へていないのかどうか、ただこの行政機構の簡素化というやうなお題目だけで、こういうことをおやりになるのかどうか。これはひとつ大臣から根本的に承つておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。先ほど来今回の改正によつて地方公務員の権限を削減するやうな改正案のようにお受け取りでございますが、しかしよく改正案をごらんくださいれば、権能をいたしましては、人事委員会、公平委員会の権限を削減したことはどこにもないのでございまして、ただ御承知の通りに、人事委員会とか公平委員会といふものは、まだ日本の国情によく合つておりませんので、そうして同時に地方の財政が膨脹しておりますから、できるだけ事務を簡素にし、同時に能率を上げて行く、あわせて地方の財政をもう少し堅実なものにして行く、こういう趣旨からやつておるわけでございますから、御心配のようないことはなからうと思ひます。ただ人事委員会、公平委員会といふものがございまして、日なお浅いものでございまして、国民のそれに習熟するのには、もう少し時間をかけなければならぬと思ひますから、いろいろ今度ありますした事実について遺憾の点もありません。けれども、しかし今後習熟して来れば人事委員会、公平委員会の機能も發揮できると思ひます。重ねて申し上げますが、今度の改正案をいたしましては、人事委員会、公平委員会の権限を縮小したいという点はどこにもございせん。ただ簡素にしたということだけでございまして、それからそれに結びつけて選挙のことをおつしやつておられるやうであります。これは政府が考へて公職選挙法を改正しつたものではございせん。でして、国会においてそういうふうな方向に進んでおられるといふことは私も承つております。でありますからそれとこれとはくつつきかかわるわけでありまして、これを御承知おきを願ひたいと思ひます。

○立花委員 権限は縮小されないと云つておられますが、この改正案を見ると、地方行政の簡素化の趣旨にのつとるものといつたしまして、人事委員会あるいは公平委員会の規模の縮小あるいは事務の委託あるいは兼職の緩和ある

いは委員が事務局長を兼ねることができるといふふうに、非常にいろいろな点で規模の簡素化が行われまして、そ

そらく地方公務員の大きな反対にあり
ことを、今から断言しておいて間違
いと思います。

それから選挙法の問題ですが、あれは岡野さんの所属しておられます自由党がお出しになっておりまして、自由党が政府をつくつておるのでありますから、私は政府與党という意味で、これは決して的の違つた意見ではないと思つております。事実それを強力に国会で主張されておりますのも、自由党の委員の方でございますして、地方公務員の選挙運動を全面的に禁止しようという案を明らかに自由党がお出しになつております。選挙活動を全面的に禁止し、政治運動を制限し、団体交渉権、ストライキ権を剝奪しておきまして、その救済機関である公平委員会あるいは人事委員会を事務の簡素化の名によつて制限して行くということは、いかに地方公務員を奴隸の狀態に陥れるか、これは明白なのであります。非常に巧妙なる言葉で答弁なさつておられますが、おそらく実際の生活の問題でありますから、地方公務員は決してそういう美辭麗句にはごまかされなうと思ひます。これは意見になります。が、私もこれは地方公務員はおそろくたれ一人として納得できないといふことを申し上げておきます。こまかいことは次の機会に譲ります。

○金光委員長　それでは本案に対する質疑はこの程度にとどめます。

○金光委員長　それでは本案に対する質疑はこの程度にとどめます。

○金光委員長 次に町村職員恩給組合法案を議題といたします。本案につきましてもすでに提案理由の説明を聴取いたしましたしておりますが、さらに逐條的に説明を聴取したいと思ひます。

○佐久間政府委員 町村職員の恩給組合法につきまして、逐條的に御説明申し上げたいと思ひます。

第一條はこの法律の目的を書いたものでございます。ここにも書いておりますように、地方公務員法の精神にのつとつて、この法律を制定をいたすということが第一の目的であります。地方公務員法の第四十四條におきましては、地方公務員の退職年金及び退職一時金の制度が、すみやかに実施されるようにということを規定いたしております。なおこの四十四條にのつとつて立てられます制度の備えるべき要件として幾つかの要件が書いてあるわけでありまして、この法律はそういうような地方公務員法の規定の趣旨に合うように現在の町村吏員恩給組合を改組して行こうということが一つの目的でございます。その次は現在町村吏員恩給組合がございまして、これらの事務処理の組織なり運営の方式につきまして、いろいろな欠陥がございまして、そういうものをきちんとした方式を定めて、終局的には町村職員員の福祉の増進をはかつて参ろう、こういうわけでございます。

第二條は町村職員恩給組合の設置についで規定でございます。先ほどちよつと申し上げましたが、町村吏員恩給組合と申しますものが現在あるのでございます。これは先般大臣の提案理由の説明の中にございましたように、昭和十八年に当時の政府の指導によりまして、地方自治法の規定に基く一部署務組合といたしまして、都道府県の区域ごとに全町村が組合をつくつて、恩給に関する事務を処理して参るといふ組織でございます。しかしこの現在

の町村吏員恩給組合は、地方自治法の二百八十四條に基く一部事務組合でございまして、町村はこれに對して加入、脱退が一応任意という建前になつておるのでございます。しかしながら町村職員の福祉の増進をはかつて参ります目的からいたしますと、町村職員の使用主である町村は、町村恩給組合の使用者でなければならぬ、必ず加入しなければならぬ、こういう建前にする必要があるのかと考えまして、第二條におきましては、新しい町村職員恩給組合の設置につきまして町村に設置を強制する、加入を義務づけるといふ趣旨の規定でございまして、なお地方自治法二百八十四條に規定する一部事務組合であるという法律上の性格は、この法律にあります町村職員恩給組合も持つておるのでございまして、ただ第三條以下の規定にありまして、先ほど申しましたような第一條の目的からいたしまして、また第二條の設置の強制、加入の強制をいたしまして、地方自治法の一部事務組合の規定につつきまして、種々特例を認める必要があらうのでございます。従ひましてその特例を必要とする部分を第三條から第八條までの間に規定をいたしたのであります。それ以外の部分につきましては、第九條におきまして「この法律に特別の定のあるものを除く外、町村職員恩給組合に關しては、地方自治法の規定による」といふことにいたしましたのであります。

次にその特例の一つについて御説明申し上げます。

第三條は、町村職員恩給組合の規約についての特例でございまして、現在二

法第二百八十七條におきまして、規約に規定すべき事項が掲げてあるものとありますが、これらの事項のほかにさらに組合の給付を受ける者の範囲、資格並びに給付の種類及び額を規約で定めるようにいたしたのであります。

第二項は、その各自治庁で規約を定め、地方公共団体との間の権衡をとりましますために「模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すことができる。」と規定いたしましたのであります。

第四條は規約の変更の規定でございますが、これを組合の議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けなければならないというふうに、手続を簡単にいたしましたのであります。

第五條は費用の負担の規定でございますが、町村職員恩給組合の給付に要する費用につきましては、昭和二十五年までは国庫と府県と町村と職員とが、平衡交付金制度ができました際に、国から出しておりました補助金は、府県の財政需要を見まして府県に交付をいたしまして、府県から町村に補助金を出すという建前にかえられたものであります。従つて現在では府県と町村と職員とが負担をいたしておるのとございますが、府県も財政がだんだんと窮迫いたして参つておりますので、その府県の財政需要に見られましますの中から、町村に交付いたしました補助金をなか／＼出ししめるようになつておる。また町村も恩給組合に町村職員のために多額の経費を支出することにつきまして、出ししづつておるところもあるというような状態にあり

ますので、いろいろ実情を勘案いたしました。この際町村と職員とが負担をするという点を法律上明文化いたしました。現在府県の財政需要に見合いますものも、町村の財政需要に合せて直接町村に交付をいたして行こう、こういうことにしようという規定でございます。

第六條は町村職員恩給組合の給付財源の計算、資産の管理につきましての原則であります。これは地方公務員法の第四十三條には健全な保険数理を基礎として定めなければならないということが書いてあるのでございすが、その原則をさらに具体的に財源の計算及びその資産の管理について、健全な保険数理を基礎としなければならないというものを、ここに掲げたのであります。

第七條は、町村職員恩給組合連合会に関する規定であります。町村職員恩給組合の事務の改善、進歩をはかるために、連合会をつくつて、その連合会に第二項に書いてありますような事業を行わせることにいたしました。町村職員恩給組合の健全な発達をはかつて参ろうということでもあります。その連合会に關しまするいろいろ規定をそこに規定したのであります。

第八條は町村の全部事務組合、役場事務組合、一部事務組合の取扱いに関する規定であります。現在役場事務組合、一部事務組合につきまして、それらの組合の規約につきまして、あるものは組合に加入せしめておるところもあり、あるものは加入せしめていないところもあるものであります。が、町村職員の福祉の増進という目的から考えてみますときに、これらの

組合の職員につきましても、ひとしくこの法律を適用することが適當であるというところで、このような改正をいたしましたのであります。

第九條は先ほど御説明申し上げた通りでございます。

附則の第一項は施行期日であります。これを昭和二十七年四月一日からといたしておりますのは、第五條におきまして、費用の負担を在来もやつておりましたものを変更いたしましたことになりまします。これに基づきましての平衡交付金の措置も、二十七年当初から別途いたすことにいたしておりますので、施行の期日もそれに合せることが適當だという趣旨から、四月一日といたしておるのであります。

第二項は、現在あります町村吏員恩給組合が、新しく法律に規定をされましたものと相当違ふところがあるのでございすが、しかし大体はこの法律の趣旨にも合つておるものでありますので、現在ありますものからこの法律による町村職員恩給組合への事務手続を簡單にいたしますために、そのままこの法律による町村職員恩給組合になつたものと見なしまして、あと若干必要な規約の整備等は、この法律施行の日から六月以内にさせるという建前にいたしましたのであります。

第三項以下は、この町村職員恩給組合連合会に關しまする国税及び地方税についての免税の規定でございます。

○金光委員長 本日はこの程度にいたしましたと思ひますがいかがですか。

○立花委員 この委員会は警察の問題を扱うのですが、この間国警長官ですか、警官にピストルを撃つてもいい、射殺してもいいというような何をやつた

という新聞記事が出ておまして、私この間検事局へ行つたときも話したのですが、新聞の内容とは違ふとか言つておりますが、實際問題として、どんな警官の発砲が起つておるわけです。東京都でも龜有で十九になる子供が用事に行く途中を誰何されまして撃たれております。これは非常に大きな問題だと思ひますので、一度次の機会に警視總監を呼んでいただきまして、実情を聞きたいと思ひます。

○金光委員長 理事会に諮りまして善処いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

昭和二十七年四月十八日印刷

昭和二十七年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所